

天草広域連合新ごみ処理施設
整備・運営事業

運営業務委託契約書（案）

令和5年●月

天草広域連合

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書

- 1 事業名 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業
- 2 工事場所 熊本県天草市楠浦町地内
- 3 契約期間 運営業務委託契約の本契約成立日～令和29年3月31日
- 4 契約金額 金〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額〇〇円)
- 5 契約保証金 添付契約条項第4条に規定するとおり

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和〇年〇月〇日付け天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）第9条第2項の規定に従い、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、天草広域連合契約規則（平成11年規則第15号）及び添付の契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公正な運営業務委託契約（以下「本運営業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本運営業務委託契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年条例第21号）の規定による天草広域連合議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について天草広域連合議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は無効とし、発注者は受注者に対して一切の責任を負わないものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者

熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
天草広域連合代表者
天草広域連合長 馬場 昭治

受注者

[住 所]
[名 称]
[代表者]

目 次

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (契約期間)	2
第3条 (関連法令の遵守)	2
第4条 (契約の保証)	2
第5条 (再委託の禁止)	3
第6条 (暴力団関係業者による再委託等の禁止等)	4
第7条 (貸与品等)	4
第8条 (履行報告)	4
第9条 (監督員)	5
第10条 (総括責任者)	5
第11条 (総括責任者等に対する措置請求)	6
第2章 運営・維持管理業務.....	6
第1節 総則	6
第12条 (運営・維持管理業務)	6
第13条 (善管注意義務)	7
第14条 (許認可の取得)	7
第15条 (発注者の取得すべき許認可)	7
第16条 (指示監督等)	7
第17条 (用役)	7
第18条 (人員の確保及び運営体制等)	8
第19条 (見学者対応)	8
第20条 (周辺住民対応)	8
第21条 (臨機の措置)	8
第2節 要求水準書等の変更及び各種計画書等.....	9
第22条 (要求水準書等の変更)	9
第23条 (各種計画書等)	9
第3節 運転管理業務.....	9
第24条 (運転管理業務)	9
第25条 (試運転、運転指導)	9
第26条 (受付・計量業務)	10
第27条 (搬入管理)	10
第28条 (資源化及び最終処分)	10
第29条 (ごみ処理量の増加)	11
第30条 (ごみ質及びごみ量の変動)	11
第4節 維持管理業務.....	11
第31条 (維持管理業務)	11
第32条 (修繕工事等)	11

第33条（精密機能検査）	12
第5節 報告・検査・モニタリング等	12
第34条（運営・維持管理業務の報告）	12
第35条（受注者のモニタリング）	12
第36条（発注者のモニタリング）	12
第37条（業務改善についての措置）	13
第38条（要監視基準）	13
第39条（停止基準）	13
第40条（性能未達）	13
第41条（費用負担）	14
第3章 運営委託費の支払	14
第42条（運営委託費の支払）	14
第43条（運営委託費の改定）	15
第44条（運営委託費の減額又は留保）	15
第4章 危険の負担等	15
第45条（所有権）	15
第46条（第三者の損害）	15
第47条（保険）	16
第5章 法令変更、不可抗力及び損害賠償	16
第48条（法令変更にかかる通知等）	16
第49条（法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等）	16
第50条（不可抗力にかかる通知等）	17
第51条（不可抗力発生の場合の協議及び追加的な費用の負担等）	17
第52条（損害賠償等）	17
第6章 契約期間の終了	18
第53条（契約期間終了時の協議）	18
第54条（契約期間終了時の対応）	18
第55条（契約期間終了時の引継ぎ）	19
第56条（発注者の任意解除権）	19
第57条（発注者の催告による解除権）	19
第58条（発注者の催告によらない解除権）	19
第59条（不正行為に伴う解除権）	21
第60条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	21
第61条（受注者の催告による解除権）	21
第62条（受注者の催告によらない解除権）	21
第63条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	21
第64条（法令変更又は不可抗力による解除）	21
第65条（解除に伴う措置）	22
第66条（発注者の損害賠償請求等）	22
第67条（発注者の違約金請求等）	23

第68条（不正行為に伴う損害の賠償）	24
第69条（受注者の損害賠償請求等）	24
第7章 知的財産権	24
第70条（特許権等）	24
第71条（著作権の侵害防止）	24
第72条（著作権の譲渡等）	25
第8章 雑則	25
第73条（遅延利息）	25
第74条（相殺）	25
第75条（秘密保持義務）	26
第76条（個人情報に関する事項）	26
第77条（権利の譲渡等）	27
第78条（紛争の解決）	27
第79条（本運營業務委託契約に定めのない事項）	28
別紙1（用語の定義）	29
別紙2（最終生成物等の資源化量）	32
別紙3（モニタリング及び運営委託費の減額等）	33
別紙4（運営委託費）	39
別紙5（保険）	43

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本事業に関して、本運營業務委託契約に基づき、第3項に規定する書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、本運營業務委託契約を履行しなければならない。
- 2 本運營業務委託契約において用いる用語の定義は、本運營業務委託契約の各条項で特別に定める場合を除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、本運營業務委託契約で定義されていない用語で、入札説明書又は要求水準書で使用されている用語は、本運營業務委託契約においても入札説明書又は要求水準書における意味と同様の意味を有するものとする。
- 3 本運營業務委託契約を構成する書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし（以下、次の各号のうち本運營業務委託契約以外を「要求水準書等」という。）、基本契約及び次の各号に掲げる書類の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、その後に次の各号に列挙された順序に従うものとする。ただし、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、事業提案書が要求水準書に優先するものとする。
- (1) 本運營業務委託契約
 - (2) 入札説明書等に係る質問回答書
 - (3) 要求水準書
 - (4) 入札説明書
 - (5) 事業提案書
- 4 受注者は、運営・維持管理業務を本運營業務委託契約記載の契約期間内に行うものとし、発注者は運営委託費を支払うものとする。
- 5 受注者は、本運營業務委託契約又は要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、運営・維持管理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任により定めるものとする。
- 6 本運營業務委託契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、確認及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、すでに行った指示等を書面に記載し7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 7 本運營業務委託契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本運營業務委託契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本運營業務委託契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 本運營業務委託契約及び要求水準書等における期間の定めについては、本運營業

務委託契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

- 1 1 本運營業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 2 本運營業務委託契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所をもって合意による第1審の専属的管轄裁判所とする。
- 1 3 受注者は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、本運營業務委託契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運營業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

（契約期間）

- 第2条 本運營業務委託契約の契約期間は、本運營業務委託契約の締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和29年3月31日までとする。
- 2 契約期間のうち、本運營業務委託契約の締結日から令和9年6月30日までの期間を本施設の運営準備を行う業務準備期間とする。
 - 3 契約期間のうち、令和9年7月1日から令和29年3月31日までの期間を本施設の運営を行う業務期間とする。

（関連法令の遵守）

- 第3条 受注者は、運営・維持管理業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を含む関連法令等を遵守しなければならない。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本運營業務委託契約の債務不履行を構成するものとする。

（契約の保証）

- 第4条 受注者は、本運營業務委託契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本運營業務委託契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証
保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証
の額」という。）は、各年度の運営委託費の100分の10以上としなければならない。
い。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該
保証は第67条第1項第3号イからハに規定する者による契約の解除の場合について
も保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、
当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は
第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3
号、第4号に掲げる保証及び同項第5号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のもの
による契約期間中の更新も認めるものとする。

5 運営委託費の変更があった場合には、保証の額が変更後の金額に達するまで、発注
者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求するこ
とができる。

（再委託の禁止）

第5条 受注者は、運営・維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはな
らない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の事前の承認を得た場合並びに最終生
成物等運搬業務、焼却灰等資源化業務及び不燃残渣等処分業務については、法令の範
囲内で運営・維持管理業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることが
できる。

3 前項に規定する業務の委託等は、全て受注者の責任において行うものとし、委託又
は請負を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、
全て受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 受注者が最終生成物等運搬業務を最終生成物等運搬企業に委託する場合には、受注
者、最終生成物等運搬企業及び発注者は、最終生成物等運搬業務委託契約を、本運営
業務委託契約締結前までに締結するものとする。当該最終生成物等運搬業務委託契約
の契約期間の終了日は、令和14年3月31日以降とするものとし、受注者は、最終
生成物等運搬業務委託契約を変更若しくは更新し、又は最終生成物等運搬企業を変更
する場合、発注者の事前の承諾を得るものとする。

5 受注者が焼却灰等資源化業務を焼却灰等資源化企業に委託する場合には、受注者、
焼却灰等資源化企業及び発注者は、焼却灰等資源化業務委託契約を、本運營業務委託
契約締結前までに締結するものとする。当該焼却灰等資源化業務委託契約の契約期間
の終了日は、令和14年3月31日以降とするものとし、受注者は、焼却灰等資源化
業務委託契約を変更若しくは更新し、又は焼却灰等資源化企業を変更する場合、発注
者の事前の承諾を得るものとする。

6 受注者が残渣等処分業務を残渣等処分企業に委託する場合には、受注者、残渣等処

分企業及び発注者は、残渣等処分業務委託契約を、本運營業務委託契約締結前までに締結するものとする。当該残渣等処分業務委託契約の契約期間の終了日は、令和14年3月31日以降とするものとし、受注者は、残渣等処分業務委託契約を変更若しくは更新し、又は残渣等処分企業を変更する場合、発注者の事前の承諾を得るものとする。

(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)

第6条 受注者は、第58条第1項第9号イからホまでのいずれかに該当する者（以下、この条において「暴力団関係業者」という。）を下請負人（再委託、下請その他本事業に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約、下請契約その他の契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（再委託、下請その他本事業に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(貸与品等)

第7条 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面、その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名及び数量は、要求水準書等に定めるところによる。貸与品等の品質、規格、性能等は、必要に応じ、発注者が受注者に通知する。

2 受注者は、事前に貸与品等の物件リストを作成して発注者に提出するとともに、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、運営・維持管理業務の完了、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったとき（経年劣化による故障等の場合を除く。）は、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、要求水準書等に定めるところに従い、本運營業務委託契約の履行について、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項に定めるほか、必要と認めるときは、受注者に対して本運營業務委

託契約の履行について報告、記録、資料提供等を求めることができ、受注者はこれに速やかに対応しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、本運營業務委託契約の他の条項に定めるもの及び本運營業務委託契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する内容の業務を実施させるための受注者又は総括責任者（次条第1項の総括責任者をいう。以下本条で同じ。）に対する業務に関する指示
- (2) 本運營業務委託契約及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する確認、承諾又は回答
- (3) 本運營業務委託契約の履行に関する受注者又は総括責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他本運營業務委託契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本運營業務委託契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本運營業務委託契約に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(総括責任者)

第10条 受注者は、要求水準書運営・維持管理業務編に従い、業務の総括管理を行う者（以下「総括責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、業務期間開始から2年間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第32号）第17条に定める技術管理者（以下「廃棄物処理施設技術管理者」という。）のごみ処理施設技術管理士の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者（現場総括責任者という。以下同じ。）としなければならない。また、業務期間開始から2年後以降に総括管理者を変更する場合、総括責任者は、現場総括管理者と同様の要件を満たす者又は廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、本施設の現場総括責任者に次ぐ職責を2年以上経験した技術者としなければならない。

3 統括責任者は、本運營業務委託契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、運営委託費の変更、履行期間の変更、運営委託費の請求及び受領、次条第1項の請求

の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに本運營業務委託契約の解除に係る権限を除き、本運營業務委託契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、総括責任者が病気やその他の事由により長期にわたり職務遂行が困難となった場合は、新たに選任し、発注者に通知しなければならない。

(総括責任者等に対する措置請求)

- 第11条 発注者は、総括責任者、又は受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委託され、又は請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第2章 運営・維持管理業務

第1節 総則

(運営・維持管理業務)

- 第12条 発注者は、契約期間において、運営・維持管理業務の実施を受注者に委託し、受注者はかかる委託を受けて、運営・維持管理業務を実施する。
- 2 運営・維持管理業務の対象とする範囲は、要求水準書に規定するとおりとする。
 - 3 受注者は、業務期間中、本運營業務委託契約、要求水準書等に従い、本施設が要求水準書等に定める要求性能を満たすよう、適切に運営・維持管理業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、要求水準書設計・建設業務編に規定する公害防止基準（ただし、事業提案書における自主規制値がこれを上回る場合は、事業提案書における当該数値とする。）、天草広域連合新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書及び関係市町が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画を遵守して、大気汚染、水質汚濁、騒音、振

動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に運営・維持管理業務を行わなければならない。

(善管注意義務)

第13条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本運営業務委託契約及び要求水準書等に従い、運営・維持管理業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第14条 受注者は、業務期間において、運営・維持管理業務の実施その他受注者が本運営業務委託契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、許認可及び届出が発注者の単独申請にかかるものについては、この限りではない。

(発注者の取得すべき許認可)

第15条 発注者は、業務期間において、本施設を所有し本施設を稼働させて処理対象ごみの処理を行うに必要な許認可を取得し、これを維持する。

2 本事業の実施に関し、発注者による関係官公庁への申請、届出等（以下「申請等」という。）が必要となったときは、受注者は、申請等にかかる書類作成等の事務に協力するものとし、また、受注者は、発注者が関係官公庁から説明、記録及び資料等の提供を求められたときは、発注者の指示に従い、速やかに対応するものとする。

(指示監督等)

第16条 発注者は、本運営業務委託契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

(用役)

第17条 受注者は、本施設の稼働による熱エネルギーを利用した発電を行い、当該電力その他の熱エネルギーについて本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を発注者が契約する電気事業者等へ引渡すものとする。

2 本施設の運営に必要な受電及び前項の余剰電力に係る売電契約は、発注者の名義で行うものとし、売電その他の熱エネルギーに係る収益は発注者に帰属するものとする。受注者は、当該受電・売電契約の締結等に必要な業務について発注者に協力すると共に、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めるものとする。

3 本施設の稼働により得られた発電量では本施設の稼働に必要な電力を賄うことができない場合、本施設の稼働に必要な電気の基本料金及び使用料金は、受注者の負担とするものとし、支払方法は発注者の指定する方法によるものとする。

4 運営・維持管理業務に必要な電気以外の用役については、受注者が自らの名義で調達するものとする。

(人員の確保及び運営体制等)

- 第18条 受注者は、運営・維持管理業務の実施のために法律上必要とされる有資格者その他運営・維持管理業務を実施するために必要な人員（みなし設置者としてのボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を含む。）を自らの責任及び費用で確保し、第25条第1項の試運転の開始から本運営業務委託契約の終了まで、これを維持しなければならない。
- 2 受注者は、第25条第1項の試運転開始日までに、要求水準書運営・維持管理業務編に規定する運営体制その他必要な体制を整備し、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更したときも同様とする。
- 3 受注者は、運営・維持管理業務に従事する社員等が、運営・維持管理業務の実施に習熟するよう、社員等の教育・訓練を行わなければならない。

(見学者対応)

- 第19条 受注者は、本施設の見学を希望する者（行政視察を除く。）の予約受付、当日受付及び説明等を自らの費用により行うものとする。なお、行政視察の申し込みがあった場合には、発注者の連絡先を通知する等の仲介対応を行うものとする。

(周辺住民対応)

- 第20条 受注者は、常に適切に運営・維持管理業務を遂行し、発注者の要請があるときは、発注者ととも周辺住民との協議の場等に出席して発注者の補助を行い、周辺住民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。
- 2 受注者は、本施設に関し、発注者が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守するものとする。
- 3 受注者は、本施設に対して住民等から電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。なお、住民等から本施設に関する意見等があった場合には、受注者は発注者に速やかに報告し、発注者と受注者で協議の上、適切に対応しなければならない。

(臨機の措置)

- 第21条 受注者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等に従い、緊急時の対応を行い、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、発注者は、当該措置に要した費用のうち受注者が運営委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担するものとする。

第2節 要求水準書等の変更及び各種計画書等

(要求水準書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、要求水準書又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、業務期間若しくは運営委託費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受注者は、事業提案書について、その内容が入札説明書等に適合しないことが判明した場合には、自らの費用負担で、入札説明書等に適合するよう必要な変更を行わなければならない。

(各種計画書等)

第23条 受注者は、要求水準書に定める各種計画書、マニュアル及び要領書（以下総称して、又は個別に「各種計画書等」という。）を作成し、発注者が指定する期限までに、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。ただし、要求水準書において発注者の承諾を受けるものと規定されていないものについては、発注者の承諾を受けることを要しない。

2 受注者は、本施設について要求性能を満たして運営・維持管理業務を実施するため、常に各種計画書等を適正なものにするよう努めるものとし、必要な場合は、第1項と同様に発注者の承諾を得て各種計画書等を改定しなければならない。

3 受注者は、本施設が要求性能を満たさず、又は運営・維持管理業務の結果が要求水準書等に定める業務水準を満たさないときにおいて、単に各種計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第3節 運転管理業務

(運転管理業務)

第24条 受注者は、本運営業務委託契約、要求水準書等及び各種計画書等に基づき、本施設の運転管理業務を実施する。

(試運転、運転指導)

第25条 受注者は、要求水準書設計・建設業務編第1章第5節1に定める手順に従い、建設事業者が作成した実施要領書に基づき、業務準備期間において、本施設の試運転を実施する。

2 受注者は、業務準備期間中、建設事業者と協力して運営・維持管理業務の準備を行うとともに、要求水準書設計・建設業務編第1章第5節2に定める手順に従い、建設事業者から必要な運転指導を受けるものとする。

3 受注者は、要求水準書設計・建設業務編第1章第6節に従い実施される本施設の引

渡性能試験について、発注者及び受注者に協力し、本施設の運転を行うものとする。

- 4 試運転、運転指導及び引渡性能試験に必要な費用は、ごみの搬入及び本施設に配置される発注者職員の人件費を除き、全て建設事業者又は受注者の負担とする。但し、本施設の稼働による熱エネルギーを利用した発電による余剰電力及びスラグ売却等による売却益は、建設事業者に帰属するものとする。

(受付・計量業務)

第26条 発注者は、本施設の受付、計量、記録、確認、管理業務及び搬入車両の案内・指示業務を行うとともに、ごみ処理手数料の徴収業務を行う。

(搬入管理)

- 第27条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって搬入ごみを監視し、[焼却方式の場合：焼却／溶融方式の場合：溶融]処理不適物の混入防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の処理不適物を発見したときは、搬入者にその場で返還するものとし、搬入者が本施設から去った後に処理不適物を発見したときは、発注者に報告し、発注者の指示に従い貯留する。処理不適物の場外への搬出、処理・処分は発注者が行い、その費用を負担する。

(資源化及び最終処分)

- 第28条 受注者は、業務期間中、本運營業務委託契約及び要求水準書等に従い、自らの責任及び費用で、最終生成物等の場外搬出を行うとともに資源化又は最終処分を行う。受注者は、最終生成物等を最大限資源化するよう努めるものとし、ごみ量に対する最終生成物等の資源化量が、業務期間を通じて別紙2の水準となるよう維持しなければならない。
- 2 受注者は、資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できるものについては、適切に保管・貯留し、売却先の選定及び売却を行う。当該売却に係る売却益は、受注者に帰属するものとする。
 - 3 受注者は、資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できないものについては、適切に保管・貯留、搬出車両へ積込、場外に運搬し、焼却灰等資源化業務を実施する。ただし、受注者が焼却灰等資源化業務を焼却灰等資源化企業に委託する場合は、焼却灰等資源化業務委託契約に基づき、焼却灰等資源化企業が焼却灰等資源化業務を実施するものとする。
 - 4 受注者は、資源化不可能な最終生成物等については、適切に保管・貯留、搬出車両へ積込、場外に運搬し、不燃残渣等処分業務（最終処分場での埋立処分）を実施する。ただし、受注者が不燃残渣等処分業務を不燃残渣等処分企業に委託する場合は、不燃残渣等処分業務委託契約に基づき、不燃残渣等処分企業が不燃残渣等処分業務を実施するものとする。
 - 5 受注者が、最終生成物等運搬業務（資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できないもの又は資源化不可能な最終生成物等について、前2項に基づき行う運搬業

務)を最終生成物等運搬企業に委託する場合は、最終生成物等運搬業務委託契約に基づき、最終生成物等運搬企業が最終生成物等運搬業務を実施するものとする。

- 6 【[焼却方式の場合]焼却/[溶融方式の場合]溶融】処理不適物並びにマテリアルリサイクル推進施設における破碎・選別処理後の有価物及び選別処理後の資源物の資源化は発注者がこれを行う。受注者は、これらを本施設内のあらかじめ定められた貯留設備に保管・貯留し、搬出車両への積込、計量作業までを行い、本施設内にて発注者又は発注者が指定する事業者に引き渡す。

(ごみ処理量の増加)

- 第29条 受注者は、災害等の発生などにより、計画ごみ量を大きく上回る処理対象ごみが本施設に搬入される場合、発注者との協議により、その処理に協力しなければならない。
- 2 受注者は、災害等以外の原因により本施設の処理能力を上回る処理対象ごみが搬入されることとなった場合は、発注者とその対応について協議することとする。発注者は、この場合、処理対象ごみの処理等に可能な限り協力しなければならない。
- 3 前2項の場合において、本施設の処理能力を上回った分の処理費用は発注者が負担するものとする。

(ごみ質及びごみ量の変動)

- 第30条 本施設に搬入されるごみの性状が要求水準書に定める計画ごみ質から著しく逸脱し、又は搬入されるごみの量が本施設許容量を超過し、発注者がごみ処理計画を見直す必要があると認めるときは、発注者及び受注者は、必要な要求水準書等の変更及び運営委託費の見直しについての協議を行うものとする。

第4節 維持管理業務

(維持管理業務)

- 第31条 受注者は、本運営業務委託契約、要求水準書等及び各種計画書等に基づき、本施設の維持管理業務を実施する。

(修繕工事等)

- 第32条 受注者は、自らの費用負担により、要求水準書等及び各種計画書等に定めるところに従い、本施設が要求性能を満たし、維持するために必要な補修工事、更新工事及び保全工事(以下総称して「修繕工事等」という。)を実施しなければならない。
- 2 受注者は、修繕工事等が完了したときは、必要に応じて試運転及び性能試験を行うものとする。
- 3 発注者は、修繕工事等の内容が本運営業務委託契約、要求水準書等又は各種計画書等に適合しないときは、適合しないことを知った時から1年以内に受注者にその旨を通知し、かつ相当の期間を定めて履行の追完を催告した場合に、履行の追完を請求す

ることができる。

- 4 受注者が本施設の修繕工事等を行ったときは、必要に応じて、貸与を受けた本施設の設計図書を更新し、発注者の確認を受けるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、本運營業務委託契約締結後の法令変更又は不可抗力による本施設の修繕工事等の費用は、第48条又は第51条により発注者及び受注者が負担するものとする。

(精密機能検査)

- 第33条 受注者は、自らの費用負担により、3年に1回以上、本施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、精密機能検査を実施し、発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画書等の見直しを行わなければならない。

第5節 報告・検査・モニタリング等

(運営・維持管理業務の報告)

- 第34条 受注者は、要求水準書等に定める各種報告書及び運転管理記録（以下総称して、又は個別に「各種報告書等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から提出を受けた各種報告書等の内容に疑義があると認める場合、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、必要な資料の提出及び是正措置を求めることができ、受注者は、かかる発注者の求めに対し、自らの費用で誠実に対応しなければならない。
 - 3 受注者は、各種報告書等にかかるデータ等について、要求水準書等に従って保管しなければならない。
 - 4 受注者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、事前に発注者に報告してその指示に従い、速やかに対応しなければならない。

(受注者のモニタリング)

- 第35条 受注者は、要求水準書等及び各種計画書等に基づき、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、法令等に定める検査その他必要と認める検査を行うとともに、別紙3に基づきセルフモニタリングを行う。
- 2 受注者は、前項の検査及びセルフモニタリングを行ったときは、その結果を遅滞なく発注者に報告する。

(発注者のモニタリング)

- 第36条 発注者は、受注者による本運營業務委託契約の履行状況を確認するため、別紙3に基づきモニタリングを行う。
- 2 前項のモニタリングのほか、発注者は、必要があると認めるときは自己の負担によ

り、運営・維持管理業務の実施状況についての調査並びに本施設の検査及び計測等（以下本条において総称して「調査等」という。）を行い、また受注者にその報告等を求め、本施設、受注者の事務所その他運営・維持管理業務の実施場所に立ち入ることができる。この場合、発注者は、抜き打ちによる調査等の場合を除き、受注者の通常の営業時間内に、受注者に対する事前の通知を行った上で本施設及び受注者の事務所等へ立ち入り、自らの費用で調査等を行うことができるものとするほか、発注者は、当該調査等を、法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、発注者は、受注者の行う運営・維持管理業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮して、調査等を行わなければならない。

- 3 受注者は、前2項の発注者のモニタリング及び調査等に協力し、発注者が資料等の提出を求めた場合は速やかに提出するものとする。

（業務改善についての措置）

第37条 前条によるモニタリングの結果、受注者による運営・維持管理業務の遂行が要求水準等を満たしていない場合は、別紙3に従い、発注者は受注者に対して是正勧告等の措置を講じ、受注者は改善対策等の是正の措置を講じなければならない。

（要監視基準）

第38条 本条において要監視基準とは、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類及び水銀の測定項目について、計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準として事業提案書に基づき設定する基準をいう。

- 2 要求水準書運営・維持管理業務編第5章第2節に定める測定管理マニュアルに従い実施する測定等の結果又は発注者のモニタリング等の結果が要監視基準の1項目でも上回った場合、受注者は、要求水準書運営・維持管理業務編第5章第3節2に定める手順に従い対応するものとする。

（停止基準）

第39条 本条において停止基準とは、要求水準書運営・維持管理業務編第5章第3節1の表5. 2に定める基準をいう。

- 2 要求水準書運営・維持管理業務編第5章第2節に定める測定管理マニュアルに従い実施する測定等の結果又は発注者のモニタリング等の結果が停止基準の1項目でも上回った場合、受注者は直ちに発注者に報告するとともに、速やかに本施設の全部又は一部の運転を停止しなければならない。
- 3 前項により本施設の全部又は一部の運転が停止された場合、受注者は、要求水準書運営・維持管理業務編第5章第3節3又は4に定める復旧までの手順に従い本施設の復旧に努めるものとする。

（性能未達）

第40条 本条において、性能未達とは、次の各号に掲げる事態の発生により処理対象ご

みの受入に支障が出る恐れが生じた場合、及び発注者が確認し処理対象ごみの受け入れが困難であると合理的に判断した場合をいう。

- (1) 前条による本施設の全部又は一部の停止
 - (2) 設備・装置の故障等による本施設の全部又は一部の不稼働
 - (3) 前各号に定める場合のほか、本施設の全部若しくは一部の計画外停止、処理能力の低下又は運営・維持管理業務の全部又は一部の不実施
- 2 受注者は、性能未達の発生を認めたときは、速やかに発注者に通知するとともに、要求水準書等に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 3 受注者は、速やかに性能未達の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。
- 4 発注者は、自ら性能未達に係る事実関係の調査、原因の究明、責任の所在の分析等を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者に対する事実関係の説明及び資料の提供等の協力を行う。
- 5 本施設において処理対象ごみの受け入れが不可能となった場合、受注者は、受け入れができなかった分の処理対象ごみを処理できる代替施設等の手配を行う。

(費用負担)

- 第41条 要監視基準への抵触、本施設の全部又は一部の計画外停止、及びその他の要求性能未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、改善・復旧作業等を行う費用、受入れできないごみを他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用等を含む。)は、全て受注者が負担するものとする。ただし、当該措置が不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを受注者が明らかにした場合において、不可抗力による場合は第51条により発注者及び受注者が、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者が、当該措置に要した費用を負担するものとする。

第3章 運営委託費の支払

(運営委託費の支払)

- 第42条 発注者は、受注者に対し、運営・維持管理業務の対価として運営委託費を支払う。
- 2 運営委託費の算定方法及び支払方法については別紙4に記載のとおりとする。
- 3 受注者は、最終生成物等運搬業務を自ら行わない場合、最終生成物等運搬業務委託契約に基づき同契約に基づく対価を、最終生成物等運搬企業に支払うものとする。なお、第1項に基づき発注者から受注者に支払われる運営委託費には、最終生成物等運搬業務に対する対価が含まれるものとし、受注者が最終生成物等運搬業務を最終生成物等運搬企業に委託する場合、発注者は受注者に対して別途対価を支払うことを要しない。
- 4 受注者は、焼却灰等資源化業務を自ら行わない場合、焼却灰等資源化業務委託契約に基づき同契約に基づく対価を、焼却灰等資源化企業に支払うものとする。なお、第

- 1 項に基づき発注者から受注者に支払われる運営委託費には、焼却灰等資源化業務に対する対価が含まれるものとし、受注者が焼却灰等資源化業務を焼却灰等資源化企業に委託する場合、発注者は受注者に対して別途対価を支払うことを要しない。
- 5 受注者は、不燃残渣等処分業務を自ら行わない場合、不燃残渣等処分業務委託契約に基づき同契約に基づく対価を、不燃残渣等処分企業に支払うものとする。なお、第1項に基づき発注者から受注者に支払われる運営委託費には、不燃残渣等処分業務に対する対価が含まれるものとし、受注者が不燃残渣等処分業務を不燃残渣等処分企業に委託する場合、発注者は受注者に対して別途対価を支払うことを要しない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者が本施設の運転を停止した場合、発注者は、理由にかかわらず、運営委託費のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者は、運営委託費の支払にあたり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を運営・維持管理業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。

(運営委託費の改定)

第43条 発注者及び受注者は、ごみ量変動及び物価変動に応じて、運営委託費の改定を行うものとし、詳細については、別紙4に定めるとおりとする。

(運営委託費の減額又は留保)

第44条 運営委託費は、受注者が行う運営・維持管理業務に要求水準書等及び各種計画書等の未達成その他本運営業務委託契約等の不履行があった場合、別紙3に定める減額又は留保に従うものとする。

第4章 危険の負担等

(所有権)

第45条 本施設の所有権は、発注者に属する。また、施設の更新及び設備の追加等を行った場合においても当該施設及び設備の所有権は発注者に属する。

(第三者の損害)

第46条 受注者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

- 第47条 受注者は、契約期間中、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得て、別紙5に定める保険に継続して加入しなければならない。
- 2 受注者は、前項の保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、締結した保険契約の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

第5章 法令変更、不可抗力及び損害賠償

(法令変更にかかる通知等)

- 第48条 受注者は、本運營業務委託契約の締結後に法令変更が行われたことにより、次の各号のいずれかに該当するとき（法令変更により本施設の修繕工事等が必要な場合を除く。）は、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。
- (1) 本運營業務委託契約又は要求水準書等で提示された条件に従って、運営・維持管理業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 本運營業務委託契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
- (3) 要求水準書等に記載された業務の一部が不要となり又はその他の理由により受注者の本運營業務委託契約の履行のための費用の減少が可能と判断されたとき。
- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされたとき以降において、本運營業務委託契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいてその義務を免れるものとする。この場合において発注者又は受注者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

- 第49条 発注者及び受注者は、発注者が受注者から前条第1項の通知を受領したときは、法令変更に対応するため、本運營業務委託契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該法令等の公布の日から120日以内に発注者及び受注者が合意に至らないときは、発注者は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本運營業務委託契約の履行を継続するものとする。この場合において、受注者に生じる追加的な費用の負担は、次の各号の定めによるものとし、受注者の本運營業務委託契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を運営委託費から控除するものとする。
- (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更に関するもの 発注者
- (2) (1)に該当するもの以外の法令変更に関するもの 受注者

(不可抗力にかかる通知等)

第50条 受注者は、本運營業務委託契約の締結後の不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面により発注者に通知しなければならない。

- (1) 本運營業務委託契約又は要求水準書等で提示された条件に従って運営・維持管理業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 本運營業務委託契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
- (3) 不可抗力により受注者に損害が発生したとき。

2 発注者及び受注者は、本運營業務委託契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、発注者又は受注者は、相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

(不可抗力発生の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

第51条 発注者及び受注者は、発注者が受注者から前条第1項の通知を受領したときは、当該不可抗力に対応するため、速やかに本運營業務委託契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用及び不可抗力によって生じた損害の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に発注者及び受注者が合意に至らないときは、発注者は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本運營業務委託契約の履行を継続するものとする。この場合において、受注者に生じた損害及び受注者に生じる追加的な費用の負担は、次の各号に定めるとおりとし、受注者の本運營業務委託契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を運営委託費から控除するものとする。

- (1) 不可抗力による損害及び増加費用（別紙5に規定される保険の保険金でてん補されるものを除く。）のうち、当該不可抗力発生の年度に支払うべき運営委託費の1パーセントに相当する金額までは受注者が負担しこれを超えるものは発注者が負担する。
- (2) 不可抗力の発生に伴う臨機の措置にかかる増加費用は第21条による。

(損害賠償等)

第52条 運営・維持管理業務の実施に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 受注者は、本運營業務委託契約に従った業務を実施せず、又はその他本運營業務委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第44条に定める運営委託費の減額は前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運営委託費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

第6章 契約期間の終了

(契約期間終了時の協議)

第53条 発注者と受注者は、令和24年度から、業務期間終了後の対応について協議を行うものとする。

(契約期間終了時の対応)

第54条 受注者は、業務期間終了時において、本施設を次の各号に定める状態とし、本施設の管理運営を発注者（又は次条の引継者）に引き継ぐ。

- (1) 建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
 - (2) 内外の仕上げ及び設備機器等に大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
 - (3) 主要な設備機器等が、要求水準書等、実施設計図書及び完成図書に規定されている要求性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
 - (4) 業務期間終了後1年間は、大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、本施設の要求性能を満たしながら運転できる状態であること。
 - (5) 本施設の運転に必要な予備品や消耗品について、要求水準書等に基づき、引渡し後1年間の本施設の運転において必要最低限の品目・数量を、業務期間中の運転管理実績から算出し、納入したうえで引渡しを行うこと。
- 2 受注者は、業務期間終了時に、要求水準書運営・維持管理業務編第1章第4節5に従い長寿命化総合計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、次項の確認までに、要求水準書運営・維持管理業務編第1章第4節5に従い、発注者の立会いの下、第三者機関による性能試験等を実施する。
- 4 発注者は、契約期間終了前に、本施設の機能、効率、能力等が第1項各号に規定する状態であること等の確認を実施し、受注者はこれに協力するものとする。
- 5 受注者は、契約期間終了後1年の間に、受注者の維持管理に起因する本施設の要求性能の発揮未達成事態が発生した場合には、発注者の請求により自己の費用で補修等必要な対応を行わなければならない。
- 6 受注者は、契約期間終了時において、本施設敷地内に受注者が所有し、又は管理する運営・維持管理業務に係る材料、機械器具、仮設物その他の物件（第5条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委託され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、本施設等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

らない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本施設等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本施設等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(契約期間終了時の引継ぎ)

- 第55条 受注者は、要求水準書に従い、発注者及び発注者が指定する第三者（引継者）への引継ぎが可能となるよう、本運營業務委託契約に基づく成果物及び各設備の取扱説明書（業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。以下同じ。）の引継ぎ、並びに教育方法等を策定して発注者の承諾を得て、本施設における最低3か月間の運転教育を含む引継ぎ業務を実施する。発注者は、引継ぎにより提出を受けた書類等の成果物及び各設備の取扱説明書、データ及びノウハウ等について、本施設の管理運営に必要なときは、これを自由に使用し、公表し、改変できるものとする。

(発注者の任意解除権)

- 第56条 発注者は、運営・維持管理業務が完了するまでの間は、次条から第59条までの規定によるほか、必要があるときは、本運營業務委託契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本運營業務委託契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本運營業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても運営・維持管理業務に着手しないとき。
 - (2) 運営・維持管理業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁から営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 財務状況の著しい悪化その他の理由により運営・維持管理業務を継続的に履行することが困難と合理的に認められるとき。
 - (4) 別紙3に規定する解除の場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、本運營業務委託契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第58条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本運營業務委託契約を解除することができる。

- (1) 第77条第1項の規定に違反して本運營業務委託契約に基づく権利又は義務について譲渡その他の処分をしたとき。
- (2) 運営・維持管理業務を実施することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が運営・維持管理業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第61条又は第62条の規定によらないで本運營業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (8) 基本契約第9条第6項又は第7項の規定に従って基本契約が解除されたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下のこの号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(不正行為に伴う解除権)

第59条 発注者は、本運營業務委託契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本運營業務委託契約を解除することができる、

- (1) 公正取引委員会が、受注者、構成員又は協力企業に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者、構成員又は協力企業に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- (3) 受注者、構成員又は協力企業（これらが法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条 第57条及び第58条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第61条 受注者は、発注者が本運營業務委託契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本運營業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本運營業務委託契約を解除することができる。

- (1) 発注者が運営・維持管理業務の内容を変更したため、運営委託費が2分の1以上減少したとき。
- (2) 業務中止の期間が、当初の履行期間の2分の1以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第63条 第61条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更又は不可抗力による解除)

第64条 発注者は、法令変更又は不可抗力により、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本運營業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者による運営・維持管理業務の継続が不能又は著しく困難であると判断したとき。
- (2) 受注者が運営・維持管理業務を継続するために、発注者が過分の費用を負担する

とき。

- (3) 第49条第1項若しくは第51第1項に規定する協議が各第2項に規定する期間内に整わないとき又は当該事由による発注者の損害、損失若しくは増加費用の負担が過大になると判断したとき。
- 2 前項に規定する解除により受注者に発生した損害又は費用の負担については、第49条第2項又は第51条第2項の規定に従うものとする。

(解除に伴う措置)

第65条 発注者は、本運營業務委託契約が運営・維持管理業務の完了前に解除された場合においては、既済部分を検査の上、相応する運営委託費を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、本運營業務委託契約が運営・維持管理業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、本運營業務委託契約が運営・維持管理業務の完了前に解除された場合において、本施設敷地内に受注者が所有し、又は管理する運営・維持管理業務に係る材料、機械器具、仮設物その他の物件（第5条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委託され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者当該物件を撤去するとともに、本施設等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本施設等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、本施設等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本運營業務委託契約の解除が第56条から第58条まで又は第67条第1項第3号の規定によるときは発注者が定め、第61条又は第62条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 運営・維持管理業務の完了後に本運營業務委託契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第66条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限内に運営・維持管理業務を完了することができないとき。
 - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第57条から第59条までの規定により、運営・維持管理業務の完了後に本運営業務委託契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本運営業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、本運営業務委託契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）で計算した額とする。

（発注者の違約金請求等）

第67条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、解除の日が属する事業年度の運営委託費の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、本運営業務委託契約の解除により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (1) 第57条から第59条までの規定により運営・維持管理業務の完了前に本運営業務委託契約が解除されたとき。
- (2) 運営・維持管理業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 次に掲げる者が本運営業務委託契約を解除したとき。

イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

- 2 前項第1号及び第2号に定める場合が本運営業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

(不正行為に伴う損害の賠償)

第68条 受注者は、本運營業務委託契約に関して、第59条各号のいずれかに該当するときは、運営委託費の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、同条第3号のうち、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合については、この限りでない。

(受注者の損害賠償請求等)

第69条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本運營業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第61条又は第62条の規定により本運營業務委託契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第7章 知的財産権

(特許権等)

第70条 受注者は、受注者が本施設を稼働させ、処理対象ごみを処理するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 受注者は、運営委託費が、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第3項の規定に基づく成果物及び本施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

3 発注者は、成果物（ただし、受注者が提出したものに限る。以下同じ。）及び本施設について、それらが著作物に該当するか否かにかかわらず、本施設の所有・運営・維持管理・広報等に必要な範囲において、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本運營業務委託契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の侵害防止)

第71条 受注者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者が

その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

- 第72条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第75条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果品の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第8章 雑則

(遅延利息)

- 第73条 受注者が、発注者に対する本運營業務委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金その他の債務を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を支払う。
- 2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。

(相殺)

- 第74条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、運営委託費請求権その他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(秘密保持義務)

第75条 発注者及び受注者は、本運營業務委託契約に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本運營業務委託契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本運營業務委託契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本運營業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー又は受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の運転及び運転管理に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前三項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報に関する事項)

第76条 受注者は、本運營業務委託契約の履行に際して収集又は取得した個人情報については、次に掲げるところにより取り扱わなければならない。ただし、当該個人情報について、受注者が本運營業務委託契約以外で収集又は取得した個人情報と重複している場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報を運営・維持管理業務の目的以外に使用し、又は第三者へ提供しないこと。

- (2) あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、個人情報を書写し、又は複製を作成しないこと。
- (3) 発注者が指定する場所以外に個人情報を持ち出さないこと。ただし、運営・維持管理業務の実施に必要な場合は、発注者の許可を得て個人情報を持ち出すことができる。
- (4) 個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちにその旨を発注者に報告すること。
- (5) 本運営業務委託契約が終了したとき又は発注者が請求したときは、個人情報を発注者に引き渡すとともに、個人情報が記録されていた媒体等について、発注者の指定する方法で廃棄等の処理を行うこと。ただし、受注者が当該個人情報を正当に保有できることについて法令等に定めがある場合は、この限りでない。
- (6) 運営・維持管理業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、この条例の内容を運営・維持管理業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

（権利の譲渡等）

- 第77条 受注者は、本運営業務委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（紛争の解決）

- 第78条 本運営業務委託契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上、調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。なお、受注者は、協議中であること、協議が調わないこと、又は発注者が定めたものに不服があることのみを理由として、本運営業務委託契約の履行を拒んではならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総括責任者等の実施に関する紛争、若しくは受注者の使用人又は受注者から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者

が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは発注者が決定を行わずに同条第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（本運營業務委託契約に定めのない事項）

第79条 本運營業務委託契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めることとする。

[以下余白]

別紙1（用語の定義）

用語の定義

本運營業務委託契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「構成市町」とは、発注者を構成する2市1町（天草市、上天草市、苓北町）をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟のほか、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。
- (3) 「プラント」とは、本施設のうちごみ処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- (4) 「建築物等」とは、本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- (5) 「構成員」とは、受注者への出資を行う〇〇（代表企業）、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (6) 「協力企業」とは、受注者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (7) 「代表企業」とは、〇〇をいう。
- (8) 「設計・建設業務」とは、本事業のうち、要求水準書に建設事業者の業務として規定される、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- (9) 「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、要求水準書に受注者の業務として規定される、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
- (10) 「最終生成物等」とは、本施設から排出される【[焼却方式の場合]焼却灰（主灰）、飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等／[溶融方式の場合]スラグ、メタル、溶融飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等】（【[焼却方式の場合]焼却／[溶融方式の場合]溶融】処理不適物並びにマテリアルリサイクル推進施設における破碎・選別処理後の有価物及び選別処理後の資源物は除く。）をいう。
- (11) 「最終生成物等運搬業務」とは、運営・維持管理業務のうち、資源化可能な最終生成物等の有価物として売却できないもの又は資源化不可能な最終生成物等を、本施設外の資源化施設又は最終処分場まで運搬する業務をいう。
- (12) 「焼却灰等資源化業務」とは、運営・維持管理業務のうち、資源化可能な最終生成物等の有価物として売却できないものを受注者又は焼却灰等資源化企業が自らの施設において資源化する業務をいう。
- (13) 「不燃残渣等処分業務」とは、運営・維持管理業務のうち、資源化不可能な最終生成物等を、受注者又は不燃残渣等処分企業が自らの施設（最終処分場）で埋立処分する業務をいう。

- (14) 「建設事業者」とは、本事業の設計・建設業務を遂行するために、構成員及び協力企業のうち本施設の設計・建設業務を担当する〇〇（代表企業・プラント設備の設計・建設）、〇〇（建築物等の設計）及び〇〇（建設物等の建設）が出資して組成する、特定建設工事共同企業体をいう。
- (15) 「最終生成物等運搬企業」とは、本事業において受注者が最終生成物等運搬業務を自ら行わない場合に、受注者から委託を受けて最終生成物等運搬業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (16) 「焼却灰等資源化企業」とは、本事業において受注者が焼却灰等資源化業務を自ら行わない場合に、受注者から委託を受けて焼却灰等資源化業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (17) 「不燃残渣等処分企業」とは、本事業において受注者が不燃残渣等処分業務を自ら行わない場合に、受注者から委託を受け、不燃残渣等処分業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (18) 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約を総称して又は個別にいう。
- (19) 「基本契約」とは、落札者に本事業を一括で発注するために、発注者と構成員、協力企業及び受注者とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書に基づく契約をいう。
- (20) 「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と建設事業者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
- (21) 「運營業務委託契約」とは、運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と受注者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (22) 「最終生成物等運搬業務委託契約」とは、本事業において、受注者が最終生成物等運搬業務を自ら行わない場合に、同業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と受注者及び最終生成物等運搬企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 最終生成物等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (23) 「焼却灰等資源化業務委託契約」とは、本事業において、受注者が焼却灰等資源化業務を自ら行わない場合に、同業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と受注者及び焼却灰等資源化企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 焼却灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (24) 「不燃残渣等処分業務委託契約」とは、本事業において、受注者が不燃残渣等処分業務を自ら行わない場合に、同業務の実施のために、基本契約に基づき、発注者と受注者及び不燃残渣等処分企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 不燃残渣等処分業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (25) 「事業期間」とは、事業契約が本契約として成立した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
- (26) 「入札説明書」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に

公表した天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

- (27) 「要求水準書設計・建設業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における設計・建設業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (28) 「要求水準書運営・維持管理業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (29) 「要求水準書」とは、要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
- (30) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準書などの書類（契約書（案）を除き、いずれもその後の変更を含む。）並びにこれらの書類に係る質問に対する回答をいう。
- (31) 「事業提案書」とは、本事業の落札者として選定された〇〇グループが本事業の入札手続において提出した提案書一式（発注者の質問に対する回答その他〇〇グループが本運営業務委託契約締結までに提出した一切の書類）をいう。
- (32) 「成果物」とは、本運営業務委託契約の履行に関し本運営業務委託契約の規定により又はその他発注者の要求・要請に基づき受注者が作成して発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (33) 「設計図書」とは、発注者が受注者に貸与する本施設の完成図書をいう。
- (34) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（要求水準書等において基準が定められている場合にあっては、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。
- (35) 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更及び税制変更を含む。
- (36) 「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

別紙 2（最終生成物等の資源化量）

最終生成物等の資源化量

受注者は、最終生成物等の資源化について、焼却ごみ量に対する最終生成物等の資源化量が、業務期間を通じて下記の水準以上となるよう維持しなければならない。

※事業提案書に基づき、様式 7-9 を転記する。

モニタリング及び運営委託費の減額等

1. モニタリング及び運営委託費の減額の基本的な考え方

（1）モニタリングの基本的考え方

発注者は、本事業の運営・維持管理業務について、要求水準書及び事業提案書並びに運転管理マニュアル（以下、本別紙において「要求水準書等」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、または達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、本運営業務委託契約に基づく発注者の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

（2）モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は受注者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で発注者が随時のモニタリングを行うこととする。

（3）運営委託費の減額に関する基本的考え方

運営委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1）受注者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約等の不履行があった場合に減額する。
- 2）減額は、適切な業務改善を受注者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3）減額金額は運営業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4）軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、受注者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

（4）モニタリングの方法

1）受注者によるモニタリング

受注者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含ん

だ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済財務書類をそれぞれ期日までに作成して発注者に提出するものとする。

2) 発注者によるモニタリング

発注者は、自己の責任及び費用で、受注者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

受注者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 10 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき受注者に通知する。受注者は発注者が行うモニタリングにつき、発注者の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、受注者の提案に基づき契約後に発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

発注者が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、受注者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ロ) 周辺環境モニタリング

発注者は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、受注者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(ハ) 財務状況モニタリング

受注者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、発注者は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、受注者はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を発注者に提出すること。

2. 業務改善についての措置

(1) 是正勧告（1 回目）

発注者は、「(4) モニタリングの方法」に定めるモニタリングの結果から、受注者による業務が要求水準等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

1) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している、または初発でも重大であると認

めた場合（最終生成物等の資源化に関して、(ア)焼却灰等資源化業務の各対象物について、1 か月間の各対象物の資源化量を分子とし、当該月の焼却ごみ量を分母とした割合が、別紙 2 に定められた「焼却灰等資源化業務」の当該年度の各対象物の量を分子とし、年間計画焼却ごみ量（22,994t/年）を分母とした割合と比較して 10%以上減少しているものがある場合、(イ)不燃残渣等処分業務の各対象物について、1 か月間の各対象物の処分量を分子とし、当該月の焼却ごみ量を分母とした割合が、別紙 2 に定められた「不燃残渣等処分業務」の当該年度の各対象物の量を分子とし、年間計画焼却ごみ量（22,994t/年）を分母とした割合と比較して 10%以上増加しているものがある場合を含む。）、発注者は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

ここで年間計画焼却ごみ量（22,994t/年）は令和 9 年度においては 17,246 t/年とする。（以下同様とする。）

2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準等の内容を満たすことができない場合、受注者は発注者に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について発注者と協議する。受注者の通知した事由に合理性があると発注者が判断した場合、発注者は対象となる業務の中止または停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

発注者は、受注者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（2 回目）

上記（2）におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は受注者に 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 契約の解除

上記（3）におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は運営業務委託契約を解除することができる。

3. 運営・維持管理業務委託料の減額の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す減額措置を行う。

（１）減額の対象

減額の対象は、運営固定費とする。

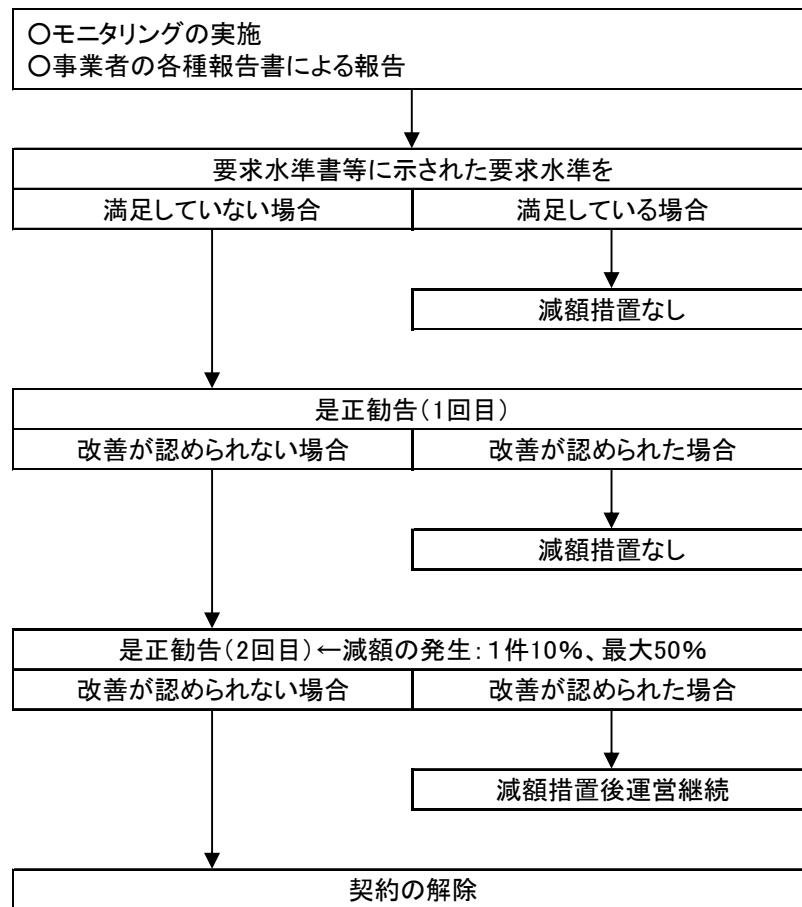
（２）減額の決定

モニタリングの結果、発注者が２回目の是正勧告を行った場合、当該事象に対して２回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、月の日割り計算で受注者に支払う運営委託料を減額する。

（３）減額の程度

運営業務に係る対価の減額の程度は、１件の是正勧告に対して減額対象の１０％とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は、５０％とする。

是正勧告数	減額措置の内容
１件	１０％の減額
２件	２０％の減額
３件	３０％の減額
４件	４０％の減額
５件以上	５０％の減額



(4) 減額の算定方法

減額 = 1日当たりの運営固定費 (円/日) × 当該月において是正にかかった日数 (日) × 減額率 (%)

ただし、「1日当たりの運営固定費 (円/日)」とは、当該年度の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

(5) やむを得ない事由による最終生成物等の資源化水準未達の場合の減額

最終生成物等の資源化に関して、(ア)焼却灰等資源化業務の各対象物について、1か月間の各対象物の資源化量を分子とし、当該月の焼却ごみ量を分母とした割合が、別紙2に定められた「焼却灰等資源化業務」の当該年度の各対象物の量を分子とし、年間計画焼却ごみ量 (22,994t/年) を分母とした割合と比較して 10%以上減少しているものがある場合、又は(イ)不燃残渣等処分業務の各対象物について、1か月間の各対象物の処分量を分子とし、当該月の焼却ごみ量を分母とした割合が、別紙2に定められた「不燃残渣等処分業務」の当該年度の各対象物の量を分子とし、年間計画焼却ごみ量 (22,994t/年) を分母とした割合と比較して 10%以上増加して

いるものがある場合で、第2項 2)により受注者の通知した事由に合理性があると発注者が判断した場合は、再度の勧告の対象とはしないが、資源化量等の水準未達により減少する受注者の本運營業務委託契約の履行のための費用相当額を、運営委託費から減額する。

当該減額は、受注者の通知した事由に合理性があると発注者が判断した日の属する月から、当該事象が解消される日が属する月までとし、減額の算定方法は、受注者から提出された資料に基づき合理的に算定される額を発注者が定めるものとする。

運営委託費

1. 運営委託費の構成

運営・維持管理業務について、発注者が受注者に支払う対価は次のとおりである。

表 1 運営委託費の構成

運営委託費	対象となる費用等
『運営固定費』 ※実処理量の多寡に関係なく支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に 1 回とする。	・ 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ・ 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ・ 保全費は、法定点検費、定期点検費、補修費、更新費とする。 ・ 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ・ その他経費には、保険料、分析費、事務費、公租公課、SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ・ SPC の利益を含む。 ・ 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
『運営変動費』 ※実処理量に応じて支払う対価 ※支払いは各年度の四半期に 1 回とし、算出式は以下のとおりである。 四半期毎の支払金額 = 各支払期の実処理量 × 変動費単価 ※ただし第 1 ～ 3 四半期は計画処理量（当該年度の計画処理量 ÷ 4）に基づき仮払いし、年度末（第 4 四半期）に精算する。	・ 実処理量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ・ 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ・ SPC の利益は含まない。 ・ 運営・維持管理業務初年度の令和 9 年度は第 2 四半期から業務が開始する扱いとする。

2. 運営委託費の支払い方法

本施設の運営委託費は、令和9（2027）年7月1日から令和29（2047）年3月31日までの19年9か月間にわたり、運営・維持管理業務の履行状況のモニタリング結果を踏まえ、各年度の四半期に1回受注者に対して支払うものとする。受注者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、発注者は提出を受けた日から10日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。受注者は、各四半期末の翌月において発注者から当該通知を受けた後速やかに請求書を発注者へ提出する。発注者は、請求書を受理した日から30日以内に運営委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎四半期均等とする。運営変動費については、計画処理量に基づき第1～3四半期に仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末（第4四半期）に精算する。

3. 運営委託費の改定

（1）改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運営委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質を逸脱し、受注者の提案した変動費単価が実態に整合しないと発注者または受注者が認めた場合には、協議を行うものとする。

1) ごみ量変動

実処理量と受注者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表2 運営委託費の改定

運営委託費	改定の有無	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	改定しない	改定する
運営変動費	改定する	改定する

3) 最終生成物等の資源化先及び最終処分先の変更

最終生成物等の資源化先及び最終処分先の変更は、少なくとも令和14年4月1日以降まで原則的に認めず、これに伴う運営委託費の改定は行わないが、それ以降に変更が生じた場合は（4）により考慮する。

（2）ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{実処理量（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

（３）物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は１年に１回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- １）提案時点の令和４（２０２２）年度平均値を基準とし、表３に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表４に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- ２）運営固定費については、１）に示す算定の合計が前回改定時の運営固定費と比較して±１.５％を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- ３）運営変動費については、１）に示す算定が前回改定時の運営変動費と比較して±１.５％を超過する増減があった場合において改定を行うものとする。
- ４）毎年８月末時点で公表される最新の当該指標（直近１２か月平均値）に基づき、９月末までに見直しを行い、翌年度の運営委託費を確定する。
- ５）受注者は変動の有無にかかわらず、発注者へ書面により毎年当該指標に係る報告を行うこと。
- ６）改定された委託料は、翌年の第一期支払いから反映させる。
- ７）初回の改定は、令和８年８月末時点で公表される最新の指標（直近１２か月平均値）に基づき、令和８年９月末までに見直しを行い、令和９年度の運営委託費を確定する。（比較対象は令和５年２月末時点で公表されている指標（直近１２か月平均値）とする。）改定された運営委託費は、令和９年度の第二期支払いから反映させる。なお、初回改定時の基準額は本運営業務委託契約に定めた額となる。
- ８）改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ９）受注者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、発注者と受注者で協議を行うものとする。

※本事業の応募者が表３に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札候補者決定後の協議において発注者とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力（もしくは産業用特別高圧電力）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／水道（もしくは上水道）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／灯油（もしくは燃料油）」（日本銀行調査統計局）
		「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

表4 運営委託費の改定の算定式一覧

項 目	記号	備 考
入札時の運営委託費	F_t	入札時に提示される令和〔 t 〕年度の運営委託費。
改定後の運営委託費	F'_t	物価変動等に基づく改定後の令和〔 t 〕年度の運営委託費。
物価指数	I_t	表に示す指標の令和〔 t 〕年度の平均値。
■算定式： $F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_4}$ （改定率： $\frac{I_{t-1}}{I_4}$ ）		

（４）最終生成物等の資源化先及び最終処分先の変更

１）最終生成物等運搬業務

最終生成物等の資源化及び最終処分方法とその対象物に変更がない場合で、それらの運搬先（運搬距離）に変更を生じた場合は当該委託費の変更を行う。

２）焼却灰等資源化業務

当初契約時に資源化対象物としていたものを最終処分対象に変更する場合のみ変更の対象とし、当該委託費の減額を行う。

３）不燃残渣等処分業務

変更の対象としない。

別紙 5（保険）

保 険

受注者は、以下の内容の保険に加入するものとする。

1. 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険の対象：本施設の使用若しくは管理又は本設内での事業遂行に伴う法律上の損害、
賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：受注者

被 保 険 者：発注者、受注者

補償限度額：対人 1名当たり最大1億円以上、1事故当たり最大10億円以上
対物 1事故当たり最大1億円以上

保 険 期 間：運営・維持管理業務期間とする。

免 責 金 額：なし

2. [その他事業提案書による]